

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

赤穂市長 牟禮 正稔

市町村名 (市町村コード)	赤穂市 (28212)
地域名 (地域内農業集落名)	福浦地区 (福浦東・福浦西・福浦新田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の農地の9割強が2人の担い手によって耕作されているが、2人は年齢が20代と若く、今後も農地の維持管理が図られるものの、残りの生産農家は高齢者であり、農業後継者等への移行が円滑に実施できるかが課題である。
・南側の第三工区の農地は海に面しているため塩害の被害を受けやすく、農産物の生産が不安定である。
・現状では農地の多くが湿田であるため、麦・大豆や畑作物の栽培には不適地である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻及び飼料用米(WCSを含む)を主要作物としつつ、高収益作物である野菜等の作付については、市、県と連携し、担い手を中心に検討していく。また牛糞堆肥等の有機質肥料の施用により、減農薬、減化学肥料に取り組み、生産費の低減を目指す。
・水路、農道等の管理については担い手農家への負担軽減のため、集落全体でできるよう仕組みづくりを検討していく。
・集落内で生産された飼料作物は、畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。
・ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械等スマート農業の導入について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基盤整備が行われた農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内にある住宅地又は隣地との間にある農地や畑地は除外する。

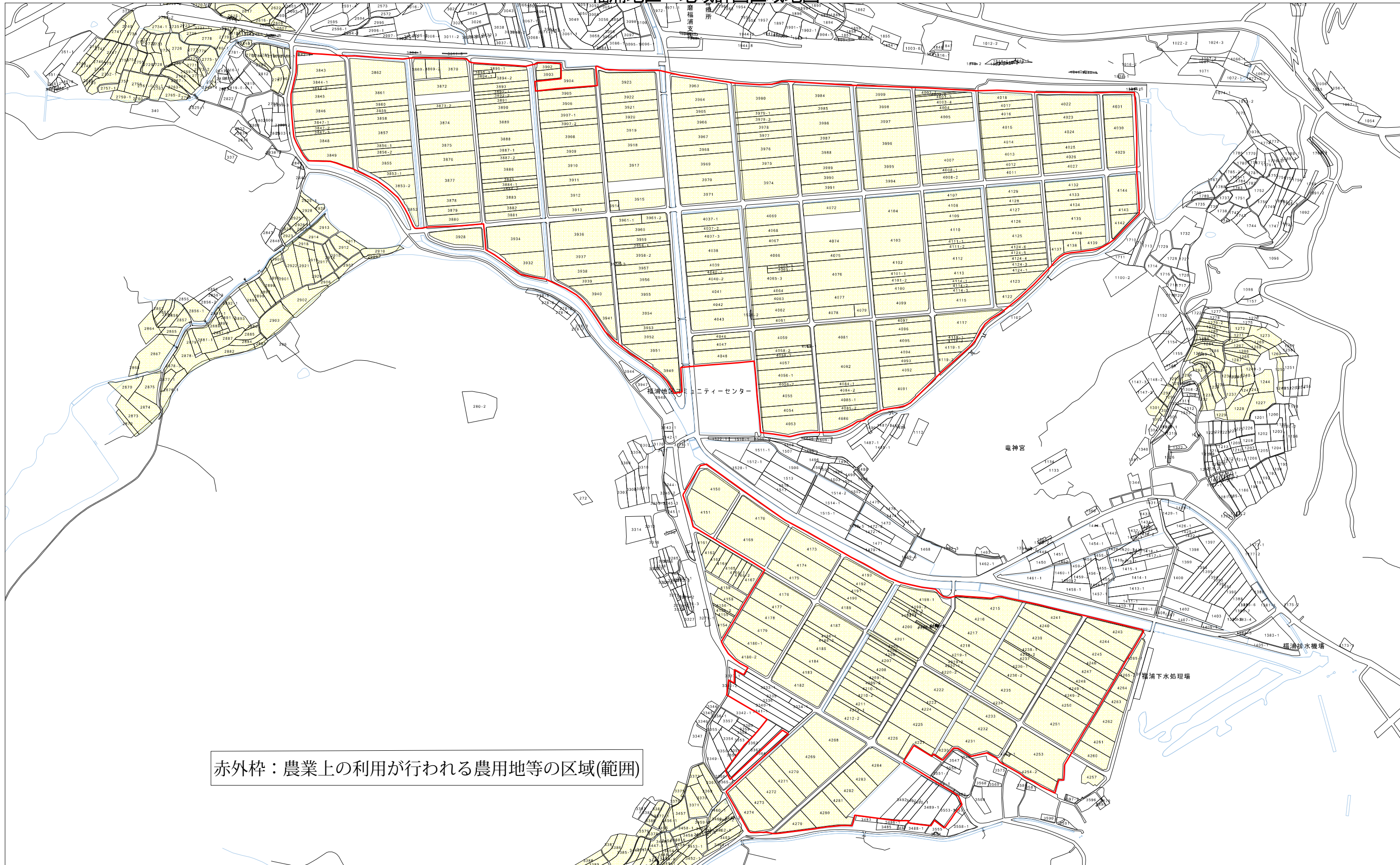
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
区域内農地の9割強が2人の担い手農家によって耕作され、集積・集約化が図られているが、農業委員・農地利用最適化推進委員の協力の下、さらなる農地の効率的な利用を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは原則として農地中間管理事業を活用するよう担い手を含めて集落全体で検討していく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地整備事業等を活用した用排水設備の再整備化について検討する。また、水利施設等については、土地改良区、受益者等と連携し、計画的な維持管理に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
将来的に耕作されない可能性の高い農地が増加することも見込まれることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県、JAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合、農業サービス事業者等による農作業委託の取組
作業の効率化が期待できる水稻育苗作業は、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>①鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣被害を最小限に抑えるため、防止柵の設置等の対策について、集落全体で検討する。</p> <p>②有機・減農薬・減肥料の取組方針 鶏糞の施用による有機・減農薬・減化学肥料の削減に取り組む。</p> <p>③スマート農業の取組 ロボット技術や情報通信技術を活用した新たな大型農業機械、大型ドローン等の導入について検討する。</p> <p>⑦環境保全、農地の維持管理等の取組方針 地域住民・中心経営体・耕作農家の三者が協力して農村環境、農地を守っていけるよう協議を継続していく。</p> <p>⑨耕畜連携 集落内で生産された飼料作物は、市内の畜産農家に供給しつつ、家畜排泄由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。</p>				

福浦地区 地域計画区域地図



赤外枠：農業上の利用が行われる農用地等の区域(範囲)